

外船差し出しの~~30~~34等は、バックポー使用のスタンプも船内に用意されていて、カシエとしても充分鑑賞に堪えうる素敵なものです。

●料金と問題点

バックポー便にはいくらの切手を貼付すれば良いかと言うと、一般には外国郵便料金が適用されます。ただ難しいのは日本宛の場合です。この場合、日本から郵便物を引き渡す国へ宛てたものと同額となっています。航空書簡は、日本へ宛てたものを含めて、あて先国を問わず、均一料金です。

ここで注意を要する点は、公海上の日本国籍の船舶内で投函された郵便物であっても、その船舶の次の入港地或いは郵便物の引き渡し国によって料金が変わってくることです。

公海上の日本国籍の船上は日本の領土の延長と考えて、内国郵便料金を適用すべきだという議論もありますし、郵便物を引き渡す国を基準に考えた場合にも、現行法規では矛盾が生じてくることも事実です。

また、バックポー便は、日本の場合、外国へ宛てたものは出せなくて日本へ宛てたもののみ差し出せるとか、航空便は航空書簡のみ認められているということを時々聞きますが、余り根拠はないようです。

●おわりに

以上、駆け足でバックポー便について書いて来ましたが、収集人口も少なく、一人でも多くのバックポー便愛好者が増えることを祈っております。

【参考】

○バックポー便関係

万国郵便条約第26条、同施行規則第133条 第6項。

○本邦引き受けの際の手続き

外国郵便取扱規程第40条。

○料金関係

外国航路船内郵便局引受郵便物取扱規則第4条及び第5条。

＜参考＞関係条文

ここでいう、AV 2号表或いは重量表は今迄のところ要求されたことはありません。

また、外国郵便規則第13条第1項は船便、同別表第2は航空便の料金がそれぞれ規定されています。

AV 2

●バックポー便の規程

万国郵便条約

第26条 船舶内における通常郵便物の料金の納付

2 公海上の船舶内で差し出される通常郵便物については、関係郵政庁の間の特別な合意がない限り、当該船舶の所属国又は維持国の郵便切手でその国の料金率に従って料金を納付することができる。